

「訪問介護相当サービス費」「通所介護相当サービス費」の算定の考え方

適切なアセスメントにより、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に位置付けた利用回数でサービス費を算定します。
ただし、5週（同じ曜日が月に5回）あり、月の利用限度回数を超えた利用とならざるを得ない場合は、月額包括単位での算定となります。
また、複数のサービス提供事業者を使った場合は、合わせて月額包括単位を超えないよう事前に調整が必要です。

【訪問介護相当サービス】

【1】週に1回程度の利用者（要支援1・2及び事業対象者）が1月に4回サービスを利用した場合

→ 268単位（訪問介護相当サービス費Ⅳ）×4回

【2】週に1回程度の利用者（要支援1・2及び事業対象者）が5週ある月に5回サービスを利用した場合

→ 1,176単位（訪問介護相当サービス費Ⅰ）

【3】週に2回程度の利用者（要支援1・2及び事業対象者）が1月に8回サービスを利用した場合

→ 272単位（訪問介護相当サービス費Ⅴ）×8回

【4】週に2回程度の利用者（要支援1・2及び事業対象者）が5週ある月に9回サービスを利用する予定であったが、利用者都合により1回キャンセルし、1月に8回サービスを利用した場合

→ 272単位（訪問介護相当サービス費Ⅴ）×8回

【5】週に2回を超える程度の利用者（要支援2及び事業対象者）が1月に12回サービスを利用する予定であったが、利用者都合により8回キャンセルし、1月に4回サービスを利用した場合

→ 287単位（訪問介護相当サービス費Ⅵ）×4回

【6】2つの事業者からサービス提供を受けている週に2回程度の利用者（要支援1・2及び事業対象者）が5週ある月に予定どおりだと10回サービスを利用することになる場合

→ 月額包括単位（＝月額上限単位）を超えないよう必ず事前調整を行う。

（例）**A事業者 月曜日**／**B事業者 水曜日**の場合

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

✕ 事前調整をしない。

A事業者 月曜日 272単位×5回＝1,360単位 ①

B事業者 水曜日 272単位×5回＝1,360単位 ②

①＋②＝2,720単位 > 月額包括単位 2,349単位

○ 事前調整をし、**A事業者**、**B事業者**ともに1回休み（又は1回ずつ自費扱い）とする。

→ **A事業者** 1日（月）休み／**B事業者** 31日（水）休み

A事業者 月曜日 272単位×4回＝1,088単位 ①

B事業者 水曜日 272単位×4回＝1,088単位 ②

①＋②＝2,176単位 < 月額包括単位 2,349単位

○ 事前調整をし、**A事業者**はそのまま、**B事業者**は2回休み（又は2回自費扱い）とする。

→ **B事業者** 10日（水）・24日（水）休み

A事業者 月曜日 272単位×5回＝1,360単位 ①

B事業者 水曜日 272単位×3回＝816単位 ②

①＋②＝2,176単位 < 月額包括単位 2,349単位

【通所介護相当サービス】

【1】週に1回程度の利用者（要支援1及び事業対象者）が1月に4回サービスを利用した場合

→ 384単位（通所介護相当サービス費1（回数））×4回

【2】週に1回程度の利用者（要支援1及び事業対象者）が5週ある月に5回サービスを利用した場合

→ 1,672単位（通所介護相当サービス費1）

【3】週に2回程度の利用者（要支援2及び事業対象者）が1月に8回サービスを利用した場合

→ 395単位（通所介護相当サービス費2（回数））×8回

【4】週に2回程度の利用者（要支援2及び事業対象者）が5週ある月に9回サービスを利用する予定であったが、利用者都合により1回キャンセルし、1月に8回サービスを利用した場合

→ 395単位（通所介護相当サービス費2（回数））×8回

【5】週に2回程度の利用者（要支援2及び事業対象者）が1月に8回サービスを利用する予定であったが、利用者都合により4回キャンセルし、1月に4回サービスを利用した場合

→ 395単位（通所介護相当サービス費2（回数））×4回

【6】2つの事業者からサービス提供を受けている週に2回程度の利用者（要支援2及び事業対象者）が5週ある月に予定どおりだと9回サービスを利用することになる場合

→ 月額包括単位（＝月額上限単位）を超えないよう必ず事前調整を行う。

（例）**A事業者 月曜日**／**B事業者 木曜日**の場合

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

✕ 事前調整をしない。

A事業者 月曜日 395単位×5回＝1,975単位 ①

B事業者 木曜日 395単位×4回＝1,580単位 ②

①+②＝3,555単位 > 月額包括単位 3,428単位

○ 事前調整をし、**A事業者**は1回休み（又は1回自費扱い）、**B事業者**はそのままとする。

→ **A事業者** 8日（月）休み

A事業者 月曜日 395単位×4回＝1,580単位 ①

B事業者 木曜日 395単位×4回＝1,580単位 ②

①+②＝3,160単位 < 月額包括単位 3,428単位

○ 事前調整をし、**A事業者**はそのまま、**B事業者**は1回休み（又は1回自費扱い）とする。

→ **B事業者** 25日（木）休み

A事業者 月曜日 395単位×5回＝1,975単位 ①

B事業者 木曜日 395単位×3回＝1,185単位 ②

①+②＝3,160単位 < 月額包括単位 3,428単位

* 1月につき週1回程度（1月の中で全部で4回まで）の通所介護相当サービス費1（回数）が算定できるのは、要支援1及び事業対象者の方です。

要支援2の方は、利用回数が1月の中で全部で4回までであっても、通所介護相当サービス費2（回数）での算定となります。

* 事業対象者は、利用回数によって算定区分が異なります。